

令和 6 年度 第 3 回

長野市社会福祉審議会 老人福祉専門分科会 会議録

日 時	令和 6 年 8 月 19 日（月） 午後 2 時～ 3 時 15 分
会 場	長野市ふれあい福祉センター 4 階 会議室 2 ・ 3
出 席 者	委 員/〈会場〉 山岸委員、南澤委員、手塚委員、岩下委員、西島委員、小池委員、山内委員、小山委員、青木委員、黒岩委員、戸谷委員、宮本委員 〈Zoom〉 中村委員、山田委員 （所属、役職は別紙委員名簿のとおり） 事務局/ 臼井保健福祉部長、北原高齢者活躍支援課長、 原地域包括ケア推進課長、見小田介護保険課長補佐、 竹内保健所健康課長補佐、西山国保・高齢者医療課長 ほか 傍聴者/ 3 名

（議事録）

	1 開会 2 あいさつ 3 新委員紹介 西島 勉委員、小池 輝昭委員 4 協議事項
事務局	（1） 加齢性難聴者の補聴器購入への補助について 資料に基づき、事務局より説明 ・資料 1 について 説明
山岸会長	ただ今の事務局の説明について、委員より質問・意見はあるか。
宮本委員	前回の第 2 回老人福祉専門分科会は 7 月 18 日に行われた。

	たまたまNHKの放送を見たところ、19時30分から20時15分頃の1番全国で視聴されている時間帯に放映されたものが、「難聴かも、聴力低下を放置しないで全力で対策を練る」という内容であった。全部は見えていないが、老人福祉専門分科会でこの問題について定義されている。その内容が全国で放映されており「大事なことである」とつくづく感じた。私としては結構で、このまま進めていただければ良いと思う。その中で1つだけ、放送の視聴も途中までであり専門的なことまではわからないが、資料1の文章の2段目に「認知症の発生」と書いてあるがテレビでは「認知症・うつ」と触れており、「うつ」についても同様であると考え、できればここに「認知症・うつ」と入れたらどうかと考える。
山岸会長	資料1のタイトルの下2行目「認知症の発生を軽減させよう」に「認知症」だけではなく、報道されていた「うつ」についても加筆して欲しいという意見であるが、事務局の意見はどうか。
事務局	実は、医学会の論文で「うつ」にも効果があるのではないかというものは確かにある。前回示した資料の1ページ目「1背景」にあるWHOとイギリスのランセット委員会の内容にもあるが、1番分かりやすいのが、WHOのガイドラインに「うつ病の管理」があり、何らかの関係性があると言われている。ただ、そのエビデンスが無いので我々としては、はっきりとしたことはわからないがそういった意味では「うつ」を含めても差し支えないと考え追記することは可能である。
山岸会長	事務局からも追記することは可能。前回の会議では「認知症」に焦点を当てていたが、確かに前回の資料を見るとWHOのガイドラインの中で「うつ病の管理」との記載がある。そうすると、資料1の2行目は、「認知症・うつ病の発生を軽減させる」ということでよろしいか
事務局	問題はないが、「認知症」と「うつ病」に注目してしまうということから「うつ病等」と入れさせていただきたい。
山岸会長	そうすると「認知症・うつ病等」でほかの事由も含むということか。
事務局	はい、「認知症・うつ病等」を入れる。
山岸会長	そうすると前段の「認知症の関係については」のところの表現はどうするか

事務局	文章の修正案を考え、また報告するので検討させていただく。時間をいただきたい。
山岸会長	これについては、文章で加えたいが、他に委員方に意見等はあるか。 (意見なし) では、最終的な文案については、また示していただき加えるという方向で進めていきたい。他に何か意見はあるか
山内委員	前回の分科会で、前回会議資料 1 シート目に 45 歳以上に加齢性難聴の問題がある中、65 歳以上に限定する必要があるのかという議論があった。付帯意見のなかに「加齢性難聴者は 65 歳以上に限定しない。」との記載がある方が意見として正確であると考ええる。
山岸会長	山内委員の意見は、前回の分科会で確かに資料についてその様な読み取り方があるという議論があったが、分科会として今諮問されているのは「補聴器購入への補助について」であるため、「認知症の関連による」ということではなく「高齢者の社会参加を促す」という形ではまとまっているというところである。ただ、付帯意見として加齢性難聴と認知症との関連が 45 歳以上であるという資料があるので、そのあたりの表現をどの様にするかということであるが。事務局はどうか。
事務局	前回分科会での説明があり、また、会長からも説明があったが、ランセット委員会では「45 歳から 65 歳までの間に対応をしなければ認知症に影響があるのではないか。」という研究報告がでている。今回、補助を導入している他の市にも確認をした。基本的に認知症に絡めて補聴器の補助を設定しているところもあるが、中核市の大半は外出機会を促進させるための一つの手段として補聴器の補助をしている市が多い。長野市としても認知症との関連のエビデンスが得られない状況であるため、今回、目的を認知症ではなく「高齢者の外出機会を促進させるため」として実施できるのではないかとということで説明させてもらった。付帯意見にそれを入れると、認知症に関わるものとなることで、今後事業化された場合、我々が今考えている事業目的とは別のものになってしまう。申し訳ないが、その分野については我々高齢者活躍支援課だけの判断はできかねるため、今回の付帯意見とすることは難しいと考える。
山岸会長	山内委員の意見を聞き、付帯意見に「高齢者のみならず幅広く把握するス

事務局	キームを構築」といった追記ができればとも考えたが、それは当分科会の枠から逸脱するという説明で良いか。 今回は認知症予防からの切り口であったが、実際に事業化していくうえで化学的根拠がなく、それを目的に事業化していくことは難しい。といった考えから、認知症を切り口とするのものではなく、高齢者の社会参加を目的とし事業化していくことは可能ではないかと今回提案した。 当分科会への説明では認知症としての切り口について説明はしたが、結論としてはそのことを事業化するのは難しい状況である。目的を変え、高齢者の社会参加という形ではどうかという意見を示した。
山内委員	良くわかった。先ほどの意見は撤回する。
山岸会長	貴重な意見であるので関係課と図り、高齢者に限らず加齢性難聴についての把握は、他課とも連携を図って行って欲しい。 他に良いか、では意見が出尽くした様だが、先ほどの宮本委員からの意見の「うつ病について」の追加の文案は、今示すことはできるか。
事務局	「適切に補聴器を使用することで認知症の発生を軽減させうる可能性や保護効果をもたらす可能性が示されており、うつ病等を軽減する可能性があることも報告されております。」と変更する。
西島委員	最初の宮本委員の説明だと加齢性難聴と認知症を持つうつ病等の関連があると説明をいただいたことで、うつ病についてもここに入れようとしていたが、前回の資料を見ると研究をしたのは難聴と認知症の関係であった。難聴とうつ病の関係を研究したのではなく、難聴と認知症の関係を研究して更に認知症の発生因子として12の因子を並べた中にうつ病があった。直接難聴とうつ病のことを研究してはいない。そのため、宮本委員の意見にあったうつ病との関連性はあるが、難聴・認知症、次にうつ病というこの流れはあるのだが、あくまでも、国内外での研究の事をこの文章中で言っているので、難聴と認知症といえ、ここでは足りるのではないかと私は前回の資料を見て思った。うつ病のことは、関連性はあるが直接難聴と研究したとは書いていない。あえてここにうつ病を追記しなくても良いのではないかと感じた。
事務局	実は、資料の中にあるのはランセット委員会やWHOの報告だが、この他にも様々な認知症の研究があり、その中にうつ病の対象についての論文もあ

西島委員	り、それによりうつ病が軽減されたという論文も確かにある。ただ、詳しくは今手元に資料がないため私が読んだ程度の話でしかない。この資料からはうつ病との関連性は基本的には出ておらず直接的な論文ではない。 今の課長の説明を聞けば、文章の1行目の出だしに「加齢性難聴と認知症・うつ病等」と、うつ病等を最初に入れても良いのではないかと。2行目のところでは、認知症とは入れず「それらの発生を軽減させうる」という風に全部を含めればシンプルではないかと思う。いずれにしても「うつ病」という言葉を入れる宮本委員さんの意見を汲み最終的には国語の問題になってきている。あとは会長と事務局で整理してはどうか。
事務局	それでは、この場で文章をつくるのではなく事務局でしっかりと文章化し、会長に相談する形で宜しいか。
山岸会長	わかりました。では今、西島委員からの意見により「うつ病」については宮本委員の意見もありましたので、その言葉を入れ込む。表現については会長と事務局での作成を一任するという事でよろしいか。意見はあるか。 (意見なし) 続いてはかに意見はあるか。(意見なし) よろしいか、ではないようであれば、この協議事項については委員方から多くの意見を頂戴し案をまとめるに至りましたので、先程のうつ病の文言追加の件を含め、老人福祉専門分科会で了承するという事でよろしいか。 (意見なし) それでは、本日の案を分科会の意見として10月29日開催の令和6年度第2回社会福祉審議会に報告し、それが答申案として承認を受けましたら、当日審議会会長から市長へ答申するというように事務局は進めてもらうようお願いする。
事務局	(2) 老人憩の家の利用者負担の見直しについて 資料2に基づき、事務局より説明
山岸会長	ただ今の事務局の説明について、委員より質問・意見はあるか。 事務局からは、昨年度から分科会での審議についての説明とその際の意見を基に審議会への報告案と資料が提出された。この案について追記の必要や質問・意見があれば委員の考え方を聞きたい。

事務局	(意見なし) 意見がないということで、昨年から引き続き検討し、委員方の意見を頂戴してきて出尽くしたと考える。老人福祉専門分科会としては、事務局から説明の通りの報告案を修正なしで了承するということがよろしいか それでは、本日の報告案を分科会の意見として 10 月 29 日開催の令和 6 年度第 2 回社会福祉審議会に報告し、それを答申案として了承されれば当日審議会会長から市長へ答申をするということで事務局は進めるようよろしくお願いいたします。この件については協議を終了させていただく。 議事進行への協力に感謝する。 5 その他 ・今後の予定 社会福祉審議会本会 令和 6 年 10 月 29 日 (火) 予定 本日協議事項 2 件について報告 第 4 回分科会 令和 7 年 1 月末以降開催予定 詳細は通知 6 閉 会
-----	--